

佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】[改訂版]

# ～ だれもが輝けるまち 佐倉 ～

＜概要版＞



計画期間：令和2年度～13年度（令和6年3月改訂）

佐倉市

---

# 男女平等参画社会の実現を目指して

## 計画策定の趣旨

お互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力が発揮できる男女平等参画社会を実現するためには、幅広い取組が必要です。佐倉市では、「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】」を策定しました。

このたび、計画期間の前期4年が経過したことに伴い、現状の課題に加え、国や県の計画改訂の内容や、令和4年度に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、本計画の現状と課題を検証し、基本事業及び具体的な事業の見直しを行いました。

## 計画の位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく基本計画、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく推進計画としても位置づけています。

## 基本目標Ⅰ 人権の尊重

人権尊重に基づく男女平等参画意識を確立し、性差別や人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）を許さない社会づくりを推進します。

また、固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、継続して啓発・広報活動に取り組むとともに、地域や家庭、社会といったあらゆる場における男女平等教育・学習の推進を図ります。



### 【個別課題と施策の方向】

#### A 人権侵害のない社会づくり

- ①人権侵害を許さない社会環境づくり
- ②市役所におけるあらゆるハラスメント行為の防止
- ③国際理解・文化交流の促進
- ④性の多様性に関する理解の促進

#### B 性差によるあらゆる暴力の根絶

- ①DV防止への取組強化
- ②DVに関する相談・支援体制の充実
- ③関係機関との連携強化
- ④女性の視点を盛り込んだ防犯対策の促進

#### C 男女平等の意識づくり

- ①固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し
- ②男女平等推進のための意識啓発
- ③男女平等参画関連情報の収集、提供

#### D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

- ①男女平等教育の推進
- ②教職員への男女平等意識の醸成

## 基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進



誰もが社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域社会等のあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会の実現が求められています。

そのため、男女が共に仕事上の責任と、育児や介護などの家庭的責任、地域活動への参加などを、それぞれの置かれた状況

に応じてバランスよく担い、両立することができる環境づくりを推進します。

### 【個別課題と施策の方向】

#### E 意思決定過程における男女平等参画

- ①政策・方針決定への女性の参画の促進
- ②事業所や各種団体などの  
方針決定への女性の参画促進
- ③市役所における管理職などへの  
女性の積極的登用

#### G 家庭における男女平等参画

- ①家庭における男女平等参画意識の浸透
- ②多様な子育て環境の整備と情報の提供
- ③介護に関する環境の整備と情報の提供

#### F 職場における男女平等参画

- ①雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善
- ②ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
- ③女性の再チャレンジをはじめとした就労支援
- ④農業、自営業等における男女平等参画の促進

#### H 地域活動への男女平等参画

- ①地域活動への参加機会の拡大と情報の提供
- ②市民団体などへの支援及び交流促進
- ③市民協働による男女平等参画の推進

## 基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らせるよう、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる社会環境を整備します。

また、安心して子育てができる環境や、高齢者・障害のある人などへの福祉の充実、女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進など、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



### 【個別課題と施策の方向】

#### I 生涯にわたる心と体の健康づくり

- ①性差に配慮した医療・保健の促進
- ②ライフステージに応じた健康づくりの促進

#### J 安全・安心な社会環境の整備

- ①安心して妊娠・出産できる環境整備
- ②子どもの健全育成の推進
- ③男女平等参画の視点に立った  
高齢者、障害者施策の充実
- ④女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進
- ⑤ひとり親家庭等への支援
- ⑥ひきこもりの状態にある人への支援

## 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

男女平等参画社会の形成に向けて、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、市民や事業所、関係機関等との協働・連携のもと、効果的な施策を実施します。

また、男女平等参画推進センター（ミウズ）の充実を図り、広く男女平等参画意識の醸成に努めます。

### 【個別課題と施策の方向】

#### K 庁内推進体制の充実

- ①庁内推進組織の充実
- ②市職員に対する男女平等参画意識の啓発
- ③男女平等参画推進センターの充実

#### L 国・県・関係機関との連携

- ①国・県・近隣自治体との連携
- ②関係機関・団体との協働・連携

## 重点的に取り組む事項



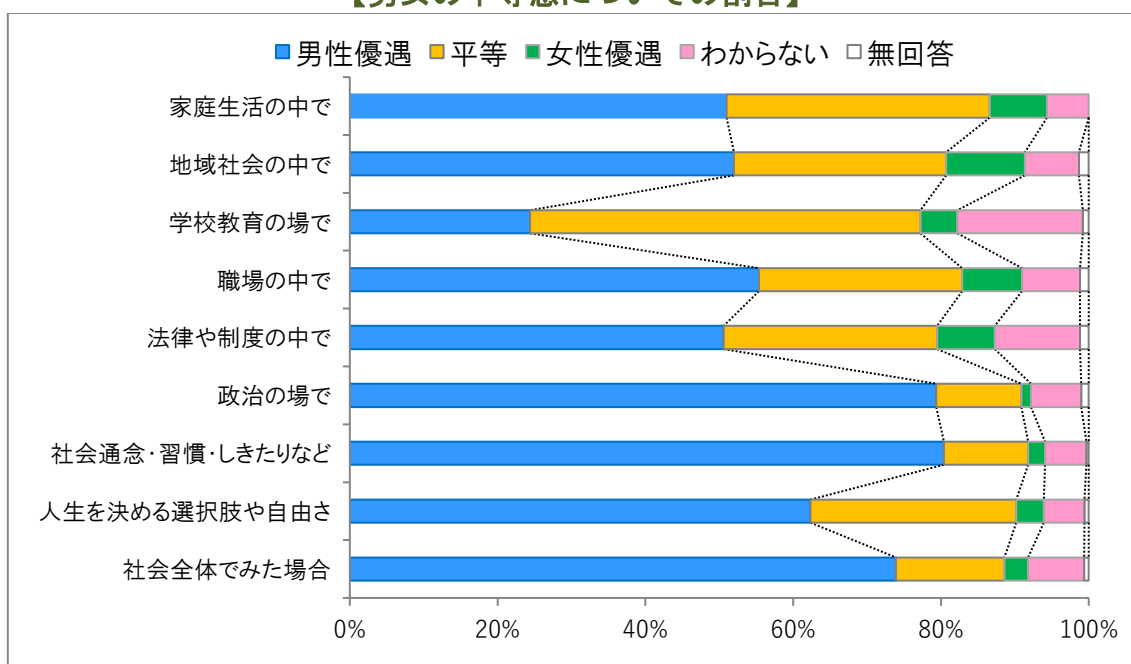
市民意識調査の結果やこれまでの取組の進行状況、社会情勢等を踏まえ、6つの重点事項を定めて、特に重点的に取り組みます。

- ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の取組強化
- 固定的な性別役割分担意識の解消
- 男女平等教育の推進
- 政策・方針決定への女性の参画の促進
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- 多様な子育て環境の整備と情報の提供

## あなたは、男女の地位は平等になっていますか？

令和4年度に実施した「男女平等参画社会に関する市民意識調査」で、男女の地位が平等になっているか9つの分野に分けて聞いたところ、すべての分野で、男性優遇の合計が、女性優遇の合計を上回っていました。

### 【男女の平等感についての割合】



※男性優遇／「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の計  
女性優遇／「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」の計

### 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】[改訂版]

令和6年3月 編集 佐倉市市民部自治人権推進課 発行 千葉県佐倉市  
〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地 TEL 043(484)1111 [代表]